

# 防火設備定期点検業務特記仕様書

## 第1 業務概要

### 1 業務の目的

本業務は、「市有施設の安全確保の徹底」のため建築基準法（以下、「法」という。）第12条第4項に基づき防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャー等（以下、「防火設備」という。）の点検を行い、建物の適正な維持保全に資することを目的とする。

### 2 業務の名称

鳥取市立小・中・義務教育学校防火設備定期点検業務

### 3 業務期間

契約締結の翌日から令和7年3月21日まで

### 4 点検対象建築物

#### (1) 所在地

鳥取市内

#### (2) 施設別概要

別表に掲げる施設

## 第2 業務仕様

### 1 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

#### (1) 業務計画書の作成

点検に先立ち業務計画書を作成し、発注者の承諾を得る。

#### (2) 点検業務

法第12条第4項に基づく点検

点検種別及び項目	対象
建築物の点検 平成20年国交告第282号（最終改正：平成28年国交告第703号）による。 ※上記に含まれる防火設備点検は本業務の対象とする。	×
建築設備の点検 平成20年国交告第285号（最終改正：平成28年国交告第1419号）による。	×
昇降機設備の点検 平成20年国交告第283号（最終改正：平成28年国交告第1179号）による。	×
防火設備の点検 平成28年国交告第723号	○

### 2 特記事項

#### (1) 適用基準

本業務は、本仕様書に定めのある事項を除き、以下の基準等に準拠するものとし、本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

ア 「特定建築物定期調査業務基準」（2021年改訂版）

（財団法人日本建築防災協会発行）

イ 「防火設備定期検査業務基準」

（財団法人日本建築防災協会発行）

ウ 「建築保全業務共通仕様書」（令和5年版）（以下「共通仕様書」という。）

（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 財団法人建築保全センター発行）

エ 「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」（令和5年版）

（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 財団法人建築保全センター発行）

(2) 現場責任者

現場責任者は次に掲げるいずれかの資格を有する者とする。

- ア 一級建築士
- イ 二級建築士
- ウ 防火設備検査員（建築基準法第12条の3に基づく）
- エ 建築基準適合判定資格者

(3) 点検実施者

点検実施者は次に掲げるいずれかの資格を有する者とする。

- ア 一級建築士
- イ 二級建築士
- ウ 防火設備検査員

なお、点検実施者は、現場責任者を兼ねることができる。

(4) その他

- ア 業務の実施にあたっては、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに施設管理者ならびに調査職員に報告するとともに、その指示に従い受注者の責において復旧するものとする。
- イ 点検に必要な工具、計測機器等は、受注者の責において準備するものとする。
- ウ 実施者は防火設備点検実施中であることを示す腕章を着用すること。

### 3 業務実施要領

(1) 方針

最新の知見に基づき次に掲げる方針に基づいて実施するものとする。

- ア 法の適合状況、維持管理の状況、腐食その他の劣化損傷の状況について点検することとし、安全性に重点を置いて実施する。
- イ 劣化・損傷の状況や安全について危惧あるいは疑問はあるものの、本定期点検では点検が不能又は不十分な場合は、発注者と協議のうえ、別途精密調査等が必要であることを記録する。

(2) 業務の流れ

業務を適正かつ有効に行うため、あらかじめ施設管理者と協議を行うとともに、他の法令に基づく定期点検（消防法令に基づく防火防排煙設備等）の結果等を参考にチェック・整理を行い、防火設備等の現状を把握するとともに、問題点等を明らかにする。

ア 業務計画書

業務実施に先立ち、業務計画書を作成・提出し、発注者の承認後に業務を実施するものとする。

イ 関連図書等

各種資料を参考に作図する。なお、作成にあたり、増改築、用途変更、修繕、模様替え等については特に注意する。（必要に応じて施設管理者への聞き取りや調査等を行い確認すること。）

各種資料の提供は下記のとおりとする。

提供可能資料	提供内容	提供部署
建築 CAD データ	別表参照	教育総務課
設計図面等	別表参照	教育総務課、各学校

上記表以外のものについては協議によるものとする。

ウ 各種定期点検表等

各種点検結果等によってこれまでの状況等を把握し、特に経年劣化が予想される部位を可能な限り事前にリストアップするとともに、別途点検において不具合等があった場合にはその内容についても把握する。

エ 点検実施時期等

第三者の利用等により、点検実施時期及び時間に制約が発生する可能性があるため、各施設担当者にヒアリング等を行い、施設利用に支障とならないよう配慮する。

(3) 点検の実施

#### ア 業務予定表の提出

現地確認・点検・調査にあたり、事前に各施設担当者と日程調整を行い、業務予定表を作成し調査職員に提出する。

#### イ 点検計画の作成

対象建築物の増築、改築、用途変更、修繕、模様替え等を施設管理者への聞き取り等により把握し、漏れなく、効率よく業務が行えるよう計画する。

#### ウ 訪問連絡

現地確認・点検・調査を実施する際は数日前に各施設担当者へ最終確認を行い、変更が生じた場合は速やかに対応するとともに、修正した業務予定表を速やかに調査職員に提出する。

#### エ 点検方法

脚立、折りたたみ梯子等を使用する場合、安全を確保するため、必要に応じて、ヘルメット（安全帽）等を着用する。

特筆すべき劣化現象（腐食、損傷、変色・退色状況、汚れの分布等）及び法に不適合な箇所が認められる場合、デジタルカメラにより記録するとともに、劣化状況写真（点検様式7）として取りまとめを行う。また、位置及び不適合等の概要を記載した点検結果図（点検様式6）を作成する。

#### オ 足場の架設等

本業務においては携行可能な脚立程度による点検とし、足場の架設、ゴンドラの吊り下げ等特別の準備は行わないことを原則とする。また、室内に設置された重量機械器具、収納された重量物品等の移動が困難な場合には、そのままの状態点検する。

#### カ 安全対策

点検のため危険を伴う場所では安全な方法で点検を行う。足元が腐食している箇所又は酸欠の恐れのある地下部分、特殊な危険物の貯蔵箇所等立入ると危険と判断された場合には、その旨を指摘するとともに、受注者はその旨を調査職員に報告すること。

#### キ 点検に工具、計測機器等の機材やグリス等の軽微な消耗品が必要となった場合、受注者の責において準備するものとする。

#### (4) 点検結果の作成

点検結果については「点検様式1 定期点検報告概要書」及び「点検様式2～5 点検結果表」に記録し、「任意様式 指摘事項一覧表」に記録する。

#### (5) 劣化状況写真の撮影

劣化状況については、点検の結果「指摘あり」且つ「既存不適合」ではない項目及び特記すべき事項について「点検様式7 関係写真」に記録する。

状況を示すことはもちろん、必要により周辺状況も撮影し記録する。

### 4 提出書類及び成果品

#### (1) 提出書類

区分	提出時期	様式	部数
業務実施体制表	業務着手前	任意様式	1部
業務計画書	業務着手前	任意様式	〃
業務予定表	業務実施都度	任意様式	〃

#### (2) 成果品

区分	判規格	基本縮尺	電子データ	提出部数
定期点検報告概要書	A4（点検様式1）	—	Word	1部
指摘事項一覧表	A4（任意様式）	—	Excel	〃
点検結果表	A4（点検様式2～5）	—	Excel	〃
点検結果図（防火設備） ・付近見取図 ・敷地配置図 ・各階平面図	A3（A3縮小） （点検様式6）	1/200 1/200	JWW又は DXF及び PDF	〃
関係写真	A4（点検様式7）	—	Word	〃
防火設備設置一覧表（管理表）	A4（任意様式）	—	Word	〃

#### ア 指摘事項一覧表

対象施設の点検結果の一覧表を作成する。表には、点検様式1の項目のうち下記に挙げる項目について記入する。

- (ア) 対象施設
- (イ) 点検による指摘の概要
- (ウ) 防火設備の概要（点検対象に限る）
- (エ) 是正するための改善方法
- (オ) 概算工事費
- (カ) 備考

#### イ 防火設備設置一覧表

点検対象の防火設備に対して管理番号を振り管理する。

※CADデータはJWW又はDXFファイルとし、作図サイズはA3とし、成果品はA4へ縮小したものを提出する。

※各成果品の取りまとめ方・提出方法については、調査職員の指示に従うこと。

### 5 その他留意事項

現地における業務にあたり、施設ごとの特性を理解し、施設利用者や業務に支障を与えないよう、施設管理者と密に打合せを行うこと。

注1) 提出された各種作成データ等は、これを発注者が他業務の受注者に貸与できるものとする。

注2) 点検結果図は、貸与したCADデータ、設計図等及び現地確認結果等を基に作成する。変更・修正を加え最新データとする。また、必要に応じ施設管理者等に確認を行うとともに、発注者の承認を得るものとする。

注3) 縮尺は基本縮尺とするが、指定用紙サイズに有効に収まるように変更すること。

### 6 再委託の禁止

(1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

(2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の再委託の承認をしないものとする。

ただし、特段の理由がある場合にはこの限りではない。

(ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の50%を超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

(3) 受注者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

### 7 業務内容の変更・追加

業務内容の変更・追加に係る費用については別途協議するものとする。

### 8 部分払

受注者は、委託契約約款第33条に規定する部分払いを1回につき請求することができる。ただし、別表に掲げる施設の半数を超え、「4 提出書類及び成果品（部分払いにおいてはデジタルデータのみで良い）」を納品した場合に限り行うことができる。

委託者は、検査に合格ののち、施設数に関わらず委託金額の50%を請求を受けた日から14日以内に支払う。



点検結果表  
(防火扉)

点検の実施日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

点検者	代表となる点検者	氏名	所属又は勤務先	資格
	その他の点検者			

番号	点検項目	点検事項	点検結果			備考
			指摘なし	要是正	既存不適格	
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況			
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況			
(4)		危害防止装置	作動の状況			
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(6)			感知の状況			
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況			
(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(9)			結線接続の状況			
(10)			接地の状況			
(11)			予備電源への切り替えの状況			
(12)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(13)			容量の状況			
(14)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(15)			再ロック防止機構の作動の状況			
(16)	総合的な作動の状況		防火扉の閉鎖の状況			
(17)			防火区画の形成の状況			

上記以外の点検項目


特記事項

番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- 取消線で抹消してある点検事項については定期検査の項目の為、点検不要です。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- 「点検結果」欄は、国交告H28告示第723号別表第1(イ)欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、国交告H28告示第723号別表第1(イ)欄に掲げる点検項目について同表(ロ)欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[5]に該当しない場合に○印(点検項目がない場合は“-”)を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「上記以外の点検項目」欄は、国交告H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、[4]から[7]に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、[4]から[7]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( )書きで記入してください。
- 各階平面図を点検様式3の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、点検様式3の様式は他の点検様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式3の様式に明記してください。

点検結果表  
(防火シャッター)

点検の実施日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

点検者	代表となる点検者	氏名	所属又は勤務先	資格
	その他の点検者			

番号	点検項目	点検事項	点検結果			備考	
			指摘なし	要是正	既存不適格		
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び閉閉機の取付けの状況※				
(3)			スプロケットの設置の状況※				
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※				
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況				
(6)			カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況			
(7)		カーテン部	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況				
(8)			ケース	劣化及び損傷の状況			
(9)			まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(10)		危険防止装置	危険防止用連動中継器の配線の状況				
(11)			危険防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(12)			危険防止装置用予備電源の容量の状況				
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況				
(14)			作動の状況				
(15)			煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(16)	感知の状況						
(17)	連動機構	温度ヒューズ装置	設置の状況				
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(19)			結線接続の状況				
(20)			接地の状況				
(21)			予備電源への切り替えの状況				
(22)			連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(23)		容量の状況					
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況				
(26)		総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況				
(27)		防火区画の形成の状況					

上記以外の点検項目						

特記事項						
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月		

(注意)

- [1] 取消線で抹消してある点検事項については定期検査の項目の為、点検不要です。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 「点検結果」欄は、国交告H28告示第723号別表第2(イ)欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [5] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、国交告H28告示第723号別表第2(イ)欄に掲げる点検項目について同表(ロ)欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[5]に該当しない場合に○印(点検項目がない場合は“-”)を記入してください。
- [7] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [8] ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。
- [9] 「上記以外の点検項目」欄は、国交告H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、[4]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、[4]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- [10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( )書きで記入してください。
- [11] 各階平面図を点検様式3の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、点検様式3の様式は他の点検様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- [12] 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式3の様式に明記してください。

点検結果表  
(耐火クロススクリーン)

点検の実施日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

点検者	代表となる点検者	氏名	所属又は勤務先	資格
	その他の点検者			

番号	点検項目	点検事項	点検結果		備考
			指摘なし	要是正 既 存 不 適 格	
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況		
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況		
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況		
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況		
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況		
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況		
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		
(11)			作動の状況		
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置		
(13)			感知の状況		
(14)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(15)			結線接続の状況		
(16)			接地の状況		
(17)			予備電源への切り替えの状況		
(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(19)			容量の状況		
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況		
(22)		総合的な作動の状況		耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	
(23)			防火区画の形成の状況		

上記以外の点検項目					

特記事項				
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- 取消線で抹消してある点検事項については定期検査の項目の為、点検不要です。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- 「点検結果」欄は、国交告H28告示第723号別表第3(イ)欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、国交告H28告示第723号別表第3(イ)欄に掲げる点検項目について同表(ロ)欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[5]に該当しない場合に○印(点検項目がない場合は“-”)を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「上記以外の点検項目」欄は、国交告H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、[4]から[7]に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、[4]から[7]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合に於いても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( )書きで記入してください。
- 各階平面図を点検様式3の様式に従い添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、点検様式3の様式は他の点検様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式3の様式に明記してください。



**点検結果表**  
(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

点検の実施日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

点検者	代表となる点検者	氏 名	所属又は勤務先	資格
	その他の点検者			

番号	点 検 項 目	点検事項	点検結果			備考
			指摘なし	要是正	既 存 不 適 格	
(1)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況			
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況			
(3)		開閉弁	開閉弁の状況			
(4)		排水設備	排水の状況			
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況			
(6)			給水装置の状況			
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況			
(8)			結線接続の状況			
(9)			接地の状況			
(10)			ポンプ及び電動機の状況			
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況			
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況			
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況			
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置 感知の状況			
(16)		制御盤	スイッチ類及び表示灯の状況			
(17)			結線接続の状況			
(18)			接地の状況			
(19)			予備電源への切り替えの状況			
(20)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(21)			容量の状況			
(22)		自動作動装置	設置の状況			
(23)			設置の状況			
(24)		手動作動装置	設置の状況			
(25)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況				
(26)		防火区画の形成の状況				
<b>上記以外の点検項目</b>						
<b>特記事項</b>						
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月		

- (注意)
- [1] 取消線で抹消してある点検事項については定期検査の項目の為、点検不要です。
  - [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
  - [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
  - [4] 「点検結果」欄は、国交告H28告示第723号別表第4(イ)欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
  - [5] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、国交告H28告示第723号別表第4(イ)欄に掲げる点検項目について同表(ろ)欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
  - [6] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[5]に該当しない場合に○印(点検項目がない場合は“-”)を記入してください。
  - [7] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
  - [8] 「上記以外の点検項目」欄は、国交告H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、[4]から[7]に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、[4]から[7]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
  - [9] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( )書きで記入してください。
  - [10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( )書きで記入してください。
  - [11] 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式3の様式に明記してください。

点 検 結 果 図



注) 各階平面図を添付し、検査の対象となる防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記すること。

関係写真

部位	番号	検査項目	検査結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項
			-----
			-----
			-----
			-----
			-----
			-----
			-----
			-----
			-----

部位	番号	検査項目	検査結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項
			-----
			-----
			-----
			-----
			-----
			-----
			-----
			-----
			-----

(注意)

- ◎ この書類は、検査の結果で「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ◎ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ◎ 「部位」欄の「番号」、「検査項目」は、それぞれ別記様式の番号、検査項目に対応したものを記入してください。
- ◎ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ◎ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

施設名称	住所	数量			
		防火扉	防火シャッター	防火タロススクリーン	ドレンチャー等
久松小学校	東町2丁目201	12	0	0	0
醇風小学校	西町5丁目353	5	9	0	0
遷喬小学校	本町1丁目108-1	0	27	0	0
修立小学校	立川町5丁目339	8	1	0	0
日進小学校	吉方温泉1丁目131	6	0	0	0
富桑小学校	西品治134	0	6	0	0
稲葉山小学校	卯垣2丁目657	6	6	0	0
城北小学校	田園町4丁目324	9	4	0	0
美保小学校	吉成1丁目10-25	6	6	0	0
賀露小学校	賀露町4150	8	8	0	0
明德小学校	行徳1丁目201-3	0	9	0	0
倉田小学校	八坂54-1	2	7	0	0
面影小学校	雲山42	3	9	0	0
大正小学校	古海291-3	0	6	0	0
東郷小学校	篠坂407	0	6	0	0
明治小学校	松上159	0	7	0	0
世紀小学校	徳尾407	0	3	0	0
湖山小学校	湖山町南1丁目656	9	6	0	0
末恒小学校	伏野2256-61	3	7	0	0
米里小学校	古郡家75-1	0	6	0	0
津ノ井小学校	桂木238-1	0	13	0	0
浜坂小学校	浜坂1丁目14-1	14	3	0	0
岩倉小学校	立川町7丁目110	0	12	0	0
美保南小学校	宮長200-1	2	12	0	0
湖山西小学校	湖山町西1丁目541	0	9	0	0
中ノ郷小学校	円護寺268	4	6	0	0
若葉台小学校	若葉台南2丁目17-1	10	0	0	0
宮ノ下小学校	国府町宮下26	3	6	0	0
国府東小学校	国府町谷3	2	3	0	0
河原第一小学校	河原町渡一木179-1	3	4	0	0
西郷小学校	河原町牛戸14-1	6	0	0	0
散岐小学校	河原町佐貫761-5	2	6	0	0
用瀬小学校	用瀬町用瀬75-1	2	6	0	0
佐治小学校	佐治町福園41	10	0	0	0
宝木小学校	気高町宝木989	4	2	0	0
瑞穂小学校	気高町下坂本48	0	6	0	0
浜村小学校	気高町八幡382-3	7	1	0	0
逢坂小学校	気高町山宮369-2	3	3	0	0
青谷小学校	青谷町青谷3459	0	9	0	0
東中学校	立川町6丁目164	19	0	0	0
西中学校	寿町907	5	10	0	0
南中学校	興南町91	10	1	12	0
北中学校	東町3丁目371-1	13	5	0	0
旧江山中学校	倭文65	7	2	0	0
高草中学校	徳尾108-1	3	9	0	0
湖東中学校	湖山町北6丁目323	6	1	9	0
旧湖南中学校	吉岡温泉町789-1	0	6	0	0
桜ヶ丘中学校	桜谷227	1	12	0	0
中ノ郷中学校	浜坂東1丁目22-17	0	8	0	0
国府中学校	国府町町屋720	7	1	0	0
河原中学校	河原町曳田298	9	0	0	0
千代南中学校	用瀬町別府65	6	5	0	0
気高中学校	気高町浜村784-51	6	0	0	0
青谷中学校	青谷町青谷4190-1	0	1	7	0
湖南学園	六反田1-5	0	10	0	0
福部未来学園	福部町高江188	1	9	0	0
鹿野学園(流沙川学舎)	鹿野町鹿野2888	6	4	0	0
鹿野学園(王舎城学舎)	鹿野町鹿野896	0	6	0	0
江山学園	竹生64	4	13	2	0

令和6年度	教育総務課長	課長補佐	学校施設係長	学校施設係	精査	設計	令和6年4月
-------	--------	------	--------	-------	----	----	--------

鳥取市立小・中・義務教育学校防火設備定期点検業務 内訳書

No.	業務区分	業 務 概 要
		鳥取市立小・中・義務教育学校の定期点検業務
		業務概要
		防火設備の点検
		防火扉、防火シャッター、耐火クロスの点検業務

金 円

区分	費 目	工 種	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
A	直接業務費						
1	直接人件費	検査 報告書作成	1	式			
	計						
2	直接物品費	直接人件費×2% (一円未満切捨て)	1	式			
	直接業務費						
B	業務管理費	直接業務費×27% (一円未満切捨て)	1	式			
	業務原価						
C	一般管理費等	業務原価×10% (端数調整)	1	式			
D	特別経費		1	式			
	業務価格	(千円未満切捨て)					
D	消費税及び 地方消費税相当額		1	式			10%
	業務委託料						

鳥 取 市

区分	費目	工種	数量	単位	単価	金額	摘要
A	直接業務費						
	久松小学校						
	防火設備法定検査	防火扉	12	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	醇風小学校						
	防火設備法定検査	防火扉	5	箇所			
		防火シャッター	9	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	遷喬小学校						
	防火設備法定検査	防火シャッター	27	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	修立小学校						
	防火設備法定検査	防火扉	8	箇所			
		防火シャッター	1	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	日進小学校						
	防火設備法定検査	防火扉	6	箇所			
	報告書作成業務		1	式			

鳥 取 市

区分	費目	工種	数量	単位	単価	金額	摘要
	富桑小学校						
	防火設備法定検査	防火シャッター	6	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	稲葉山小学校						
	防火設備法定検査	防火扉	6	箇所			
		防火シャッター	6	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	城北小学校						
	防火設備法定検査	防火扉	9	箇所			
		防火シャッター	4	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	美保小学校						
	防火設備法定検査	防火扉	6	箇所			
		防火シャッター	6	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	賀露小学校						
	防火設備法定検査	防火扉	8	箇所			
		防火シャッター	8	箇所			
	報告書作成業務		1	式			

鳥 取 市



区分	費目	工種	数量	単位	単価	金額	摘要
	明德小学校						
	防火設備法定検査	防火シャッター	9	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	倉田小学校						
	防火設備法定検査	防火扉	2	箇所			
		防火シャッター	7	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	面影小学校						
	防火設備法定検査	防火扉	3	箇所			
		防火シャッター	9	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	大正小学校						
	防火設備法定検査	防火シャッター	6	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	東郷小学校						
	防火設備法定検査	防火シャッター	6	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	明治小学校						
	防火設備法定検査	防火シャッター	7	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
鳥 取 市							

区分	費目	工種	数量	単位	単価	金額	摘要
	世紀小学校						
	防火設備法定検査	防火シャッター	3	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	湖山小学校						
	防火設備法定検査	防火扉	9	箇所			
		防火シャッター	6	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	末恒小学校						
	防火設備法定検査	防火扉	3	箇所			
		防火シャッター	7	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	米里小学校						
	防火設備法定検査	防火シャッター	6	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	津ノ井小学校						
	防火設備法定検査	防火シャッター	13	箇所			
	報告書作成業務		1	式			

鳥 取 市

区分	費目	工種	数量	単位	単価	金額	摘要
	浜坂小学校						
	防火設備法定検査	防火扉	14	箇所			
		防火シャッター	3	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	岩倉小学校						
	防火設備法定検査	防火シャッター	12	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	美保南小学校						
	防火設備法定検査	防火扉	2	箇所			
		防火シャッター	12	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	湖山西小学校						
	防火設備法定検査	防火シャッター	9	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	中ノ郷小学校						
	防火設備法定検査	防火扉	4	箇所			
		防火シャッター	6	箇所			
	報告書作成業務		1	式			

鳥 取 市

区分	費目	工種	数量	単位	単価	金額	摘要
	若葉台小学校						
	防火設備法定検査	防火扉	10	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	宮ノ下小学校						
	防火設備法定検査	防火扉	3	箇所			
		防火シャッター	6	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	国府東小学校						
	防火設備法定検査	防火扉	2	箇所			
		防火シャッター	3	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	河原第一小学校						
	防火設備法定検査	防火扉	3	箇所			
		防火シャッター	4	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	西郷小学校						
	防火設備法定検査	防火扉	6	箇所			
	報告書作成業務		1	式			

鳥 取 市

区分	費目	工種	数量	単位	単価	金額	摘要
	散岐小学校						
	防火設備法定検査	防火扉	2	箇所			
		防火シャッター	6	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	用瀬小学校						
	防火設備法定検査	防火扉	2	箇所			
		防火シャッター	6	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	佐治小学校						
	防火設備法定検査	防火扉	10	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	宝木小学校						
	防火設備法定検査	防火扉	4	箇所			
		防火シャッター	2	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	瑞穂小学校						
	防火設備法定検査	防火シャッター	6	箇所			
	報告書作成業務		1	式			

鳥 取 市

区分	費 目	工 種	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	浜村小学校						
	防火設備法定検査	防火扉	7	箇所			
		防火シャッター	1	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	逢坂小学校						
	防火設備法定検査	防火扉	3	箇所			
		防火シャッター	3	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	青谷小学校						
	防火設備法定検査	防火シャッター	9	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	東中学校						
	防火設備法定検査	防火扉	19	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	西中学校						
	防火設備法定検査	防火扉	5	箇所			
		防火シャッター	10	箇所			
	報告書作成業務		1	式			

鳥 取 市

区分	費目	工種	数量	単位	単価	金額	摘要
	南中学校						
	防火設備法定検査	防火扉	10	箇所			
		防火シャッター	1	箇所			
		耐火クロス	12	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	北中学校						
	防火設備法定検査	防火扉	13	箇所			
		防火シャッター	5	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	旧江山中学校						
	防火設備法定検査	防火扉	7	箇所			
		防火シャッター	2	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	高草中学校						
	防火設備法定検査	防火扉	3	箇所			
		防火シャッター	9	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	湖東中学校						
	防火設備法定検査	防火扉	6	箇所			
		防火シャッター	1	箇所			
		耐火クロス	9	箇所			
	報告書作成業務		1	式			

鳥 取 市

区分	費目	工種	数量	単位	単価	金額	摘要
	旧湖南中学校						
	防火設備法定検査	防火シャッター	6	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	桜ヶ丘中学校						
	防火設備法定検査	防火扉	1	箇所			
		防火シャッター	12	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	中ノ郷中学校						
	防火設備法定検査	防火シャッター	8	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	国府中学校						
	防火設備法定検査	防火扉	7	箇所			
		防火シャッター	1	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	河原中学校						
	防火設備法定検査	防火扉	9	箇所			
	報告書作成業務		1	式			

鳥 取 市



区分	費 目	工 種	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	千代南中学校						
	防火設備法定検査	防火扉	6	箇所			
		防火シャッター	5	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	気高中学校						
	防火設備法定検査	防火扉	6	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	青谷中学校						
	防火設備法定検査	防火シャッター	1	箇所			
	防火設備法定検査	耐火クロス	7	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	湖南学園						
	防火設備法定検査	防火シャッター	10	箇所			
	報告書作成業務		1	式			
	福部未来学園						
	防火設備法定検査	防火扉	1	箇所			
		防火シャッター	9	箇所			
	報告書作成業務		1	式			

鳥 取 市

